

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	河野 憲嗣
論文題目	チェック・トランケーション研究 — 「決済の経営学」による考察 —		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は銀行間の決済システムであるチェック・トランケーションの日本への導入の可能性を想定した研究である。これは、電子化技術や情報通信技術を用いて銀行間の手形・小切手交換業務を合理化するもので、従来の手形交換所を一カ所の電子手形交換所に集約することを可能とする。</p> <p>論文は十章からなり、一章は問題意識とアプローチについてまとめる。これまでのアプローチは、決済の経済学と呼ばれる貨幣論と産業組織論の接点からのものであったが、それから離れて銀行間の機能としてとらえるのではなく、それ自体を業務とする主体による決済の経営学を構想するとされている。二章では、チェック・トランケーションの概要が示されている。</p> <p>三章はチェック・トランケーションおよび、決済に関する先行研究について論述している。銀行の背後にある決済システムが内包する問題点を整理して、決済システムを巡る多義的な言説を検証しつつ、決済システムの動的变化の考察に求められる価値の認識論的分析の萌芽を「関係としてのシステム」の中に見いだすという試みがなされている。</p> <p>四章では、日本でのチェック・トランケーション導入についての経緯について論述している。2001年に全国銀行協会での導入の検討が始まり、費用対効果や投資環境等を理由として、2002年12月に検討を凍結して、現在に至る状況が、Barneyの模倣困難性を念頭に置いて挫折に至るプロセスとして説明される。</p> <p>五章では、アメリカなど主要七カ国のチェック・トランケーション導入の状況について述べている。電子手形の導入を進めている韓国をのぞいて主要国がチェック・トランケーションを導入する客観的情勢と導入諸国の連携によるネットワーク外部性の発揮によって、日本のみがこの体制から疎外される脅威について指摘されている。</p> <p>六章では、決済システムの業界構造分析がなされる。決済システムを銀行の固有の機能としてではなく、決済サービス市場としてとらえ、その顧客・供給者・代替品・競合状態・新規参入というポーターのFive-force frameworkによる競合状況の分析を適用している。</p> <p>七章では、手形・小切手という決済手段が次第に用いられなくなりつつある現状を踏まえて、衰退業界としての決済サービスという枠組みでの分析を試みる。ここ</p>			

では、ポーターの図式での衰退産業分析を取り入れて、撤退に至る可能性を述べている。

八章では、チェック・トランケーションがプラットフォーム財としての性格を持つことを指摘し、プラットフォーム財とサービス財の提供主体の垂直分離、すなわち、一個の独立した事業主体による電子手形交換所の運営が決済システムのイノベーション促進に有効な施策であることを改めて確認している。

九章では、Levittに習いチェック・トランケーションの本質的機能を突き詰める作業と並行してベンチャービジネスとしてのチェック・トランケーションサービス提供企業の可能性を、具体的な戦術レベルで検討している。法的には可能であり、制度化された場合に実現可能性は存在するとされている。

十章では、今後の課題として経営人類学による全国銀行協会の研究、比較文明論の立場から論じる還流装置としての決済システムの可能性などについての言及がなされる。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文はチェック・トランケーションという制度設計に直接関わった経験に基づいている。銀行間の決済システムは金融制度の根幹に関わる特性を持っているために、制度設計には広範な配慮が必要とされる。本論文では、日本における制度の導入が凍結されるまでの過程を記録したドキュメントとしての性格をもっており、その意味では貴重な証言であるといえる。

決済システムの効率化としてチェック・トランケーションをとらえるならば、既存の手形交換所に対比してきわめて効率的であることは明らかであるが、それが現実には導入されていないという事実を踏まえて、その問題点や制度上の問題点を理論と現実の双方から理解しようとする試みは、この問題の専門家が非常に少ないことから、貴重な努力であり、現象の把握がなされたことは十分に評価に値する。

チェック・トランケーション制度の日本導入が凍結されたことは、単に時期的な問題(バブル崩壊による投資負担への戸惑いと、銀行自体の再編成)によってのみ説明されるものではなく、チェック・トランケーションによるコスト削減効果だけではなく、既存の金融システムとの接合の問題として論じられている。その意味では広範な金融実務についての知識を必要とする研究であり、研究者の経歴のみでは成立しない論文であるといつてよい。

さらに決済を単に銀行業務に付随する機能としてみるだけではなく、それをサービスとして業務とする可能性に言及している点は実務的にも理論的にもユニークな提案であり、その追求は傾聴に値する。つまり、銀行間の決済サービスを行う主体として、別の法人によって銀行の機能の一部をアウトソーシングすることによって、銀行は決済を自己管理するのではなく、サービスの結果として受け取ることになる。このような外部の企業による決済業務の外部化は、既存の制度設計の枠組みを超えるものであるが、法律的には既存の法体系の中で見逃されており、十分に実現可能であるとされる。

さらに、このような決済システムがプラットフォーム財として機能することの指摘も重要である。プラットフォーム財としてチェック・トランケーションが成立した場合には、それがネットワーク外部性を確立することが期待され、この上に新たなサービス財を生み出す可能性が示唆される。

しかしながら、チェック・トランケーションに対する制度設計と手形・小切手のニーズの減少は単に制度の導入を効率化の文脈でとらえるだけではなく、金融制度全般の中での決済システムの動向をにらむ必要がある。その意味では、手形の電子化の制度設計との連動が必要であり、現在の手形や小切手を前提としてチ

ェック・トランケーションを論じるだけでは不十分である。他方で、終章で申請者も述べているように、金融制度全般についての観点での極めて広い視野からの再評価を必要としている。それを論文中では比較文明論の視点からとしているが、文明全体の中での金融機能の評価といった視野が必要であることは明らかであるだろう。

このような視点は容易に得られるものではなく、今後の研鑽に待たなければならないが、その自覚を示している点では評価してよい。実務の経験と理論からの分析の結合という点で評価してよい。本論文における制度設計上の提言が実現するとは考えにくいものの、少なくとも制度設計に一石を投じると評価することは可能である。

以上のような評価に基づき、本論文を博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成23年12月8日論文内容と、それに関連した試問を行い、合格と認めた。

平成23年12月15日

日置 弘一郎

吉田 和男

松井 啓之